

# Challenge !!

## 業務改善

第20号(平成30年11月5日)  
業務改善プロジェクト・チーム  
(学校経営支援課)  
電話:082(513)4972



### 「学校における働き方改革取組方針」を策定しました

広島県教育委員会は、県立学校における働き方改革を推進するため、平成30年7月13日に「学校における働き方改革取組方針」を策定しました。

#### 概要

今後は本取組方針を基に、取組を推進していきます！

#### 目指す姿

- 「学びの变革」の円滑な実施、学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。
- 教員以外も含めた学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進する。

#### 期間・目標

【期間】平成30年度～平成32年度

【目標・成果指標】

- 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合80%以上
- 時間外勤務が月80時間を超える教員0人(学校全体の長時間勤務も縮減)

#### 取組の柱

次の4つの視点を柱として取組を推進

- 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- 部活動指導に係る教員の負担軽減
- 学校における組織マネジメントの確立
- 教職員の働き方に対する意識の醸成

#### フォローアップ等

○ フォローアップ

取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や毎年度の取組の検証を行うとともに、学校の状況や国の動向等を踏まえ、随時方針の見直しを実施する。

○ 市町立学校に係る支援

市町教育委員会に対し、所管の学校における働き方改革の取組方針を策定するよう促すとともに、市町立学校における教職員の働き方改革の推進に向け、必要な支援を実施する。

#### 取組内容

1 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- (1) スクール・サポート・スタッフの配置
- (2) 校務支援システム等ICTの活用促進
- (3) 各種計画、事業、調査・照会等の見直し
- (4) 研修の見直し等
- (5) 教材・指導案等の共有化
- (6) 支援が必要な子供・家庭への対応
- (7) 学校・教員が担う業務の整理、家庭・地域との連携の推進

2 部活動指導に係る教員の負担軽減

- (1) 「運動部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定・徹底
- (2) 外部人材を活用した取組
- (3) 外部団体等との連携
- (4) 効果的な練習方法等の研修の実施

3 学校における組織マネジメントの確立

- (1) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進
- (2) マネジメント研修の充実
- (3) 教頭及び事務長等への専決事項の拡大
- (4) 連絡会議の開催

4 教職員の働き方に対する意識の醸成

- (1) 学校における勤務時間管理の徹底
- (2) 学校における定時退校日の推進
- (3) 一斉閉庁期間の設定
- (4) 教職員全体に対する働き方改革に関する研修の実施

※本取組方針は広島県のHPIに掲載されていますので、ぜひ御覧ください。

【掲載場所】ホットライン教育ひろしま>広島県教育委員会へようこそ

>人材育成・能力開発>学校の業務改善



# 組織的に働き方改革を進めていますか？

府中高等学校では、学校経営計画※に基づき、時間外勤務の時間の縮減に向け、業務の見える化、組織マネジメントの徹底を図っています。

## 学校における組織マネジメントの確立 ～働き方に対する意識向上～

学校経営目標 働き方改革を推進する 明確な目標の設定

### 【達成目標】

時間外勤務の時間の縮減を図ることで職場環境を改善する

### 【評価指標】

- 時間外勤務の時間が県全日制全体の平均を下回る
- 教員個人の時間外勤務の時間が月80時間を下回る

### 【行動計画】

- 業務改善の方針(目的・方策等)を明確にすることにより、業務改善の進捗を図る
- 時間外勤務の時間を月単位で管理することにより、組織マネジメントの徹底を図る

※県立学校では、今年度から学校経営計画に働き方改革に関する項目を盛り込むことを必須としました。

## 学校における働き方改革取組方針(抜粋)

- 3 学校における組織マネジメントの確立
- (1) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進
- 学校経営計画に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標・方針に沿って学校経営を行う。

各業務について、業務量の目安を提示  
(ex.教科授業は10、3年正担任は5～7など)

業務量の目安を参考に、担当業務について、業務量の自己評価を記入

### 業務量等調査

【業務量の目安】	0.5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	業務量 自己評価	
教科授業	[0.5~10]											① 10	
授業等	総学	[1~2]											② 0
	LHR	[1]											③ 0
	3年正担任	[5~7]											④ 0
担任業務等	1・2年正担任	[4~5]											⑤ 0
	副担任	[0.5~1]											⑥ 0
	学年主任	[4~6]											⑦ 0
主任業務等	分掌主任	[4~6]											⑧ 6
	教科主任等	[1~2]											⑨ 0
	実務推進担当	[3~5]											⑩ 0
分掌業務等	正担任	[2~3]											⑪ 0
	副担任等	[3~4]											⑫ 4
	委員長等	[1~2]											⑬ 0
委員会等	委員	[0.5~1]											⑭ 0
	部活動指導	[1~3]											⑮ 2
計												22	

総業務量の数値化(=見える化)

取組事例 様々な取組のうち、その一例を紹介します！

## ○ “業務の見える化”で業務改善 分業と協業の機能化

「業務量等調査」を行い、一定期間ごとの個人の時間外勤務の時間を含む業務量全体を把握し、その個人が属する分掌・教科・部活等のチーム全体としての業務量も踏まえて、可能な限りの平準化を図っています。

また、その他にも、「部内業務分担表」や「業務進捗管理表」を活用するなど、個人だけでなく各分掌ごとに業務を見える化し、分業・協業が機能した組織的な体制を構築しています。

年度途中でも必要に応じて、業務の調整や見直しを図ります。

## ○ 組織マネジメントの徹底 課題把握 改善策・対応策の検討

時間外勤務の時間が月80時間を超えた者については、個別に校長面談を行い、仕事の状況・進め方等の実状について把握を行うとともに、改善策を協議し、改善に努めています。(各月20日頃に中間集計を行い、80時間以上が見込まれる者については、調整を図るなど、組織的に対応しています。)

面談の際には、該当者の個人的な仕事の仕方や担当業務の状況だけでなく、所属部署等の組織的・チーム的な状況・事情の把握・分析の両面からアプローチします。

実際に時間外勤務が月80時間を超過する者の人数が減少傾向にあるなど、目標達成に向けた効果が現れています。組織マネジメントを徹底し、教職員自身が働き方を工夫・改善していく環境を整えることで、働き方改革を推進します！

### 働き方改革に係る校長面談

- 対象の月を振り返って、次の整理を行った上で、面談を実施します。
  - ① 当該月の業務遂行予定・計画の見込みの水準や見通しの立て方は、どの程度であったか
  - ② 当該月の時間外業務の状況について、途中で、いつ、どのように把握していたか
  - ③ その時点で、対応策・業務調整等の工夫点は、どのように行ったか
  - ④ 背景・理由等の分析(できるだけ組織的・チーム的な視点から)を行う  
⇒ 面談を通して、実行可能な改善策・対応策を見出しましょう！

### ◆ 9月の時間外業務時間

【項目】	始業前計	終業後計	週休日等計	時間外計
当該者				
府中高校平均	〇〇:〇〇	〇〇:〇〇	〇〇:〇〇	〇〇:〇〇

# 安芸高田市では留守番電話を導入しました！

教職員の長時間勤務の解消に向けた取組の一環として、安芸高田市では、5月から市内すべての小・中学校で留守番電話を導入しました。

## 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

### 導入の経緯 長時間勤務縮減～勤務時間を意識した働き方へ～

従来は、勤務時間外でも電話対応を余儀なくされ、長時間勤務の一因となっていました。中には緊急性のない用件もあり、この状況を改善するとともに、教職員の勤務時間に関する意識改革を図るため、市内全16小・中学校に留守番電話(以下、「留守電」)機能を整備しました。



### 導入のポイント



留守電を導入する際には、次のような整理を行っておくことが重要です！

#### 事前周知の徹底

文書やHP等を活用して、保護者や地域の方々に対して、事前に周知しておくことが重要です。安芸高田市では、学校だけでなく、市教委が広報誌等を活用し、周知を図っています。

#### 留守電設定時間

安芸高田市では、勤務時間や児童生徒の登校・下校時間を考慮し、夕方18時～朝7時30分を留守電の設定時間にしています。

#### 緊急連絡体制の整備

各学校の留守電へ録音すれば、速やかに転送または遠隔操作により録音内容の確認を行うことができるといった緊急時の連絡体制を整えています。

### 効果 勤務時間外の電話件数が減少しました！（1日あたりの留守電への登録件数平均1件以下）

#### 【保護者・地域の方々】

##### ○保護者・地域の方々の理解

留守電になっていることで、勤務時間外であることを認識してもらっている。

⇒電話件数が日を追うごとに減少

#### 【教職員】

##### ○教職員の勤務時間の意識の向上

勤務終了時間の意識付けができるようになり、勤務時間外の学校間の連絡件数が減少した。

##### ○業務の能率向上

勤務時間外の電話対応が必要なくなり、本来業務に集中できるようになった。



### 学校における働き方改革取組方針(抜粋)

- 1 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- (7) 学校・教員が担うべき業務の整理、家庭・地域との連携部活動や勤務時間外の電話対応などに係る教員の負担軽減など、保護者の理解を得た上で取組を推進する。

※本取組方針は県立学校向けに策定されたものですが、市町教育委員会についても、所管の学校において、教職員の負担軽減に向けた取組をお願いしています。

### 保護者の皆様

留守番電話の導入について(お願い)

○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○

記

設定時間	平	日	18時から7時30分
	休	日	終日
			・
			・
			・

※緊急時の対応について  
□□□□□□□□□□□□